

報道発表資料

令和8年10月21日
独立行政法人国民生活センター

相談解決のためのテスト実施状況（2026年度第2四半期）

2026年度第2四半期（7月～9月）は、消費生活センター等からの依頼に基づいて、25件の商品テストを実施しました。

1. 実施件数の年度別推移

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026(※)
件数	182	130	114	112	109	51

(※) 9月末日までの累計

2. 商品分類別実施件数

商品 分類	食料品	住居品	光熱 水品	被服品	保健 衛生品	教養 娯楽品	車両・ 乗り物	土地・ 建物・ 設備	その他	計
件数	0	10	0	2	3	6	4	0	0	25

(※) 第2四半期の実施案件の分類

3. 商品テスト結果の概要一覧

*掲載されている商品テスト結果は、消費生活センター等が行う商品に関する消費生活相談処理を支援するため、依頼に基づいて実施したものです。詳細についてはお問い合わせいただいても回答致しかねます。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
1	オープンレンジ	オープンレンジの扉の部品が外れた。部品が外れた原因を調べてほしい。	苦情品は、レンジ機能使用時に、本体内部および破損箇所周辺の温度が苦情同型品よりも高い傾向を示したことから、事故時および使用過程において、破損箇所周辺で生じた発熱により滑車が溶融し、金具が外れた可能性が考えられた。なお、レンジ機能にて加熱対象の温まりが弱いことなどから、マイクロ波の漏えいや、庫内の汚れ等によるマイクロ波の吸収に伴う発熱の可能性が考えられた。しかし、電磁波の強度、消費電力およびマグネトロンについて苦情同型品との明らかな差異は認められず、発熱が生じた原因の特定には至らなかった。
2	やかん	やかんを使用していたところ、さびが生じた。さびた原因を調べてほしい。	苦情品は、外面からの衝撃により内面のほうろうが損傷し、さびが生じたものと考えられた。
3	電子レンジ調理器	電子レンジ調理器を使用したところ、取っ手が燃えて溶けた。取っ手が燃えた原因を調べてほしい。	苦情品は取っ手のふたのみが溶損し炭化していたことから、局所的に取っ手のみが加熱された可能性が考えられた。事故状況の再現として事故時の使用方法や空だき、誤操作を想定したオープン機能での加熱を行ったが発火や溶損する様子はみられなかったことから、発火した原因の特定には至らなかった。参考として、取っ手に食品カスを付着させてマイクロ波が集中する部位を意図的に作り加熱したところ、そこから発火し延焼する様子がみられたことから、苦情品においても意図せずマイクロ波が集中する状況になっていた可能性が考えられた。
4	片手鍋	片手鍋の柄の内部が腐食した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は長年の使用過程において、取っ手と取り付け金具の隙間から水分が浸入したことで、取り付け金具内部のねじ受け部が腐食したのと考えられた。なお、苦情同型品の取っ手を取り外し、取り付け金具を確認したところ、苦情品で腐食していたねじ受け部の構造が変更されていたほか、内側には防さびを目的としたものと考えられる表面処理が施されており、水分が浸入した際の腐食対策が図られているものと考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
5	ハンディータイプの洗濯機	ハンディータイプの洗濯機を使用したところ、汚れが落ちない。汚れ落ちの程度を調べてほしい。	今回のテスト条件において、苦情品は、カレーやケチャップについては、汚れ落ちの効果があり、洗剤を使用することでより高い効果が得られた。また、口紅については、洗剤を使用しない場合には、洗濯機と洗剤を使用した条件とほぼ同程度の汚れ落ちであり、苦情品を洗剤と共に使用することで、より高い効果が得られた。一方、ボールペン（水性顔料ゲルインキ）についてはいずれの条件においてもほぼ汚れ落ちはみられなかった。よって、苦情品は、洗濯条件や汚染物質により差はみられるものの、汚れ落ちについてある程度の効果が得られ、洗剤等を使用することでより高い効果を得ることができるものであると考えられた。
6	加湿器	スチーム式加湿器から水漏れして、床が歪んだ。水漏れした原因を調べてほしい。	苦情品は、ヒーター周辺および底面内側、ヒーター一部のゴムと筐体（きょうたい）の接触面に、水分の乾燥により生じたミネラル分の固着がみられた。このことから、ヒーター周辺のメンテナンスで除去し切れていなかった固着物が、使用を繰り返す過程で、ゴムと筐体の接触面に浸入、析出し止水性能が低下したことで、水が漏れたものと考えられた。しかし、苦情品を用いて繰り返し動作確認を行っても外部への水漏れは再現せず、苦情品の状態は、事故当時の状態から変化しているものとみられた。なお、水漏れの原因となる固着物自体は、本商品の構造上発生することは避けられないものの、取扱説明書に記載のある手順にて、おおむね取り去ることが可能であった。
7	羽毛布団	羽毛布団をリフォームしたところ、異臭を感じる。使用している羽毛に問題がないか調べてほしい。	苦情品の羽毛は、一定の品質を有しており、今回実施した試験の範囲では、異臭の原因となるような羽毛の品質上の問題があるとまでは言えなかった。また、相談者が感じたと言われる異臭についても、受領時の確認および臭気試験では認められなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
8	充電式エアブラシ	充電式エアブラシの塗料が出ない。塗料が出ない原因を調べてほしい。	苦情品は、ノズルキャップ、ヘッドおよびエアアジャスターの緩み、ニードル先端の曲がりおよびニードル先端の曲がりに伴うニードルの挿入量不足により、塗料が噴射されなかったと考えられた。なお、ニードル先端の曲がりについては、使用中に発生したものか、購入当初から生じていたものかについては特定できなかった。
9	除雪機のバッテリー	除雪機のバッテリーが充電できなくなった。充電できなくなった原因を調べてほしい。	苦情品は、バッテリーを構成するリチウムイオン電池セルの一部が過放電状態となっており、内蔵された監視用 IC および制御用 IC が異常を検出し保護機能の働きにより、充電できなくなっているものと考えられた。なお、使用回数も少なく、長期保管時も定期的に充電を行っていたとの申し出内容から、セル品質、または充放電制御に関連する不良の可能性が高いものと考えられた。
10	発電機	非常用に保管していた発電機のオイルが漏れた。オイルが漏れた原因を調べてほしい。	苦情品は本体を倒すなど通常とは異なる何らかの要因で、本来は浸入するはずのない燃料供給パイプにエンジンオイルが流入し、燃料供給パイプ内に残留していたことに加え、燃料供給パイプが接続されているスロットルボディに装着された調整バルブとスロットルボディとの密閉性が不十分であったため、その隙間からエンジンオイルが漏れたものと考えられた。
11	運動靴	運動靴の面ファスナーがはがれたため、子どもが転んだ。面ファスナーのはがれやすさについて調べてほしい。	苦情品は苦情同型品と比較して、面ファスナーの凹面テープでパイルの脱落およびループ構造の変形がみられ、はく離強さについては約 1/6～1/10 の値で大きな差がみられたことから、苦情同型品に比べて苦情品の面ファスナーははがれやすいと考えられた。この差は使用に伴う劣化が一因と考えられるものの、苦情品の面ファスナーを繰り返し着脱した際の耐久性については評価できなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
12	傘	傘を差している時、突然傘が閉じてしまう。閉じてしまう原因を調べてほしい。	苦情品には、外観上、開閉動作に支障をきたすような異常はみられず、静置時および送風時のいずれも、突然閉じる現象は再現しなかった。一方、苦情品は、苦情同型品よりも低い荷重で下ろくろが引き下がる状態であった。これは、下ろくろの上はじきとの嵌め合い部の変形に、上はじき上部の湾曲した形状が関与した可能性が考えられた。突然閉じる現象は再現しなかったため、原因の特定には至らなかったが、前述のとおり苦情品の方が苦情同型品よりも下ろくろを引き下げる際に必要な荷重が低かったことから、下ろくろと上はじきとのはめ合い部について、変形が生じにくく、下ろくろが容易に引き下らない構造とするなど、改善の余地があると考えられた。
13	眼鏡	約1年半の使用で眼鏡のつるが破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は一般的な眼鏡にみられるヒンジがなく、柔軟性及び弾性を有するテンプルの復元力によって頭部に保持されるヒンジレス構造であったことから、着脱時にはテンプルが繰り返し押し広げられ、継続的に応力が作用する構造であったと考えられた。このような応力の繰り返しによりテンプルに亀裂が発生・進展し、最終的に疲労破壊に至ったものと考えられた。なお、苦情同型品は販売が終了しており入手できなかったことから、耐久性などの強度については評価することができなかった。
14	化粧水	通販で購入した化粧水内に異物が見える。異物が何か調べてほしい。	未開封の苦情品の中にみられた灰色の異物を調べた結果、ポリウレタンを主材とするものと考えられたが、具体的な由来は特定できなかった。ただし、苦情品は開口部がフィルムによりシールされた状態であったことから、製造工程で混入した可能性が示唆された。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
15	理美容用具	理美容用具が頻繁に動作しなくなっていたが、故障し電源が入らなくなった。故障した原因を調べてほしい。	苦情品は、本体内部に水分等が浸入した痕跡が認められ、モータや回路基板の一部は腐食していたため、電源が入らない等、動作が不安定となる事象が発生したものと考えられた。なお、回路基板の腐食の様子から、操作ボタン部分から浸入した水分が、パッキンの隙間を伝って機器内部に浸入した可能性が考えられたが、その他の箇所から浸入した可能性も否定できず、浸入経路の特定には至らなかった。
16	充電ケーブル	スマートフォンを充電するため充電ケーブルを使用したところ、コネクタが溶けた。溶けた原因を調べてほしい。	苦情品は、充電の際タイプ C コネクタ、または充電していたスマートフォンの充電コネクタの内部に水分や異物が付着したことで、電源(VBUS)端子とシェル(GND)間に短絡ルートが形成され、異常発熱によりコネクタが溶けたものと考えられた。
17	ワイヤレスイヤホン	ワイヤレスイヤホンを充電していたところ、充電ケースが溶けた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、充電時に接続されていた充電ケーブルの Type-C プラグが異常発熱したことにより、充電ケースのコネクタおよびその近傍に変色や溶融が生じたものと考えられた。なお、充電ケーブルの異常発熱については、プラグの焼損の状態や、内部に見られた異物などから、コネクタ内部に導電性の異物や、水分が付着し、それらを介して電源短絡が発生したことが原因であった可能性が考えられた。
18	トレーニング用具	トレーニング用具を使用してトレーニングをしていたところ、破損した。破損した原因を調べてほしい。	強度テストでは約 2,300N でフックに変形が生じたものの、縫製部に異常はみられず、耐久強度テストにおいても縫製部に異常はみられなかったことから、本調査の範囲では、縫製部が破損する状況は確認できなかった。一方、苦情品については縫製部の一部にほつれがみられたことから、使用中に縫製部へ繰り返しまたは一時的に大きな荷重が加わったことにより破損した可能性も考えられたが、その発生要因や製造ばらつき等との関係については確認できなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
19	健康器具	健康器具を使用していたところ、本体の溶接部分が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は、本体フレームの溶接部において、溶接ビードのくぼみ等により応力が集中しやすい状態にあったことに加え、未溶着部の存在により有効な接合範囲が小さくなっていた可能性があり、使用時の繰り返し荷重によってき裂が発生、進展して破損に至った可能性が考えられた。また、苦情同型品を用いて SG 基準を参考として実施した強度試験では、ハンドルおよび本体フレームに著しい変形がみられた。ただし、苦情同型品の構造上、同基準に規定されたものとは異なる幅の当て具を使用していることから、本試験結果のみをもって同基準への適合性を直接評価することはできなかった。
20	電気加熱式たばこ	電気加熱式たばこを使用したところ、専用のたばこスティックが焦げた。焦げた原因を調べてほしい。	苦情品は加熱ピンの温度が苦情同型品に比べて高く、このことが、たばこスティックが焦げた一因になっている可能性が考えられた。しかし、加熱ピンのヒータ出力および温度センサと考えられる信号を確認しても異常とまでは言えず、また、溶融、焼損のみられた本体内部の筒部分を苦情同型品と交換して加熱してもたばこスティックに焦げはみられず、原因の特定には至らなかった。
21	噴霧器	保管してあった噴霧器を使おうとしたところ、部品の一部が破損していた。破損した原因を調べてほしい。	苦情品のキャップの破断面からは、薬剤の接触などによる化学的な破断ではなく、脆性（ぜいせい）破壊の痕跡がみられた。なお、破壊の起点と考えられる箇所の外周には傷がみられたものの、キャップに荷重を加える強度テストでは容易に破損することはなく、キャップ自体の強度低下を示す明確な異常も確認されなかったことから、破損した原因の特定には至らなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
22	特定小型原動機付自転車	特定小型原動機付自転車の航続距離が表示に比べて短く感じる。表示に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、前輪ブレーキの引きずりによって走行抵抗が増加し、その結果、航続可能距離が短くなっていたものと考えられたが、引きずりを解消した状態で実走行試験を行っても、表示と実際の航続可能距離との間に大きな差がみられた。なお、相談者の要望により分解しない範囲での調査であったため、走行中の消費電力やペダルをこいだ場合のエネルギー収支の詳細を確認できていないが、ペダルをこいだ場合でも実走行による航続可能距離は約 7%しか伸びなかった。取扱説明書等にペダルをこぐ速度と発電量の関係の記載もみられず、足こぎをすることで航続可能距離を劇的に伸ばすことができるような販売サイトの表記とは著しい乖離（かいり）がみられた。
23	自転車	自転車で走行中、チェーンが外れ、転倒して骨折した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品にチェーン外れの原因となる明らかな異常は確認されず、チェーン外れも再現しなかったことから、商品に起因する問題は確認できなかった。チェーンが外れた原因については特定できなかったが、苦情品に採用されている外装変速機では、一般的に、一度に複数段を変速する、ペダルを回転させない状態でシフトレバーを操作する、ペダルを強く踏み込みながらシフトレバーを操作する、ペダルを逆回転させながらシフトレバーを操作する、あるいは勢いよく段差を通過した際の衝撃などによってチェーンが外れる場合があることが知られている。
24	電動アシスト自転車	使用している電動アシスト自転車の速度が出すぎると感じるため、公道を走れるものか不安である。電動アシスト自転車のアシスト比に問題がないか調べてほしい。	苦情品はスロットルを操作することでペダルをこがずに走行可能な構造であったことや、アシスト比率が道路交通法の定める基準の上限値を超えていたことから、公道を走行することができないものであった。アシスト比率が大き過ぎると急発進や急加速の原因になるほか、不意に強いアシスト力が加わることでバランスを崩すなど事故につながるおそれがあることから、販売事業者等においては、当該品で公道走行ができない旨を消費者へ周知するほか、それに伴う対応が必要と考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
25	ベビーカー	ベビーカーに子どもを乗せた時にバックルが外れる。原因を調べてほしい。	苦情品は、バックルに破損や異物の付着等は見られず、再現テストにおいても腰バックルと股バックルとの結合が外れることがなかったため、原因特定には至らなかった。一方で、腰バックルと股バックルを取り付ける際に肩ベルトをわずかに挟み込んだ状態となった場合では、両バックルが正常にロックされない場合が確認された。また、取扱説明書にはバックルをロックした後に左右の腰バックルを引っ張って外れないことを確認する旨の表示や、バックルがロックされない場合には衣類や生地 of 挟み込みや異物の付着がないか確認する旨の表示が見られた。これらのことから、バックル装着時の状態や装着後の確認状況によっては、正常なロック状態となっていなかった可能性も考えられた。

本件問い合わせ先

商品テスト部 042-758-3165